

R6年度 愛知県における宗教法人関係事務スケジュール等

(R5. 5. 29付け 愛知県県民文化局長名通知(※)に基づくもの)

宗教法人は、宗教法人法（第25条第4項）により、**毎会計年度終了後4か月以内**に、当該法人の**事務所に備え付けられた書類の写しを所轄庁（愛知県）に提出**しなければならないことが義務づけられています。
各宗教法人の会計年度に基づく**提出期限を順守**していただき、提出期限内に御提出をお願い致します。
なお、御提出がない場合等は、下記のとおり不活動宗教法人に分類し、整理に向けて対応してまいります。

◎事務所備付け書類の提出の徹底

【令和4年度会計分】文化庁通知に基づく事務所備付け書類事務スケジュール

	会計年度 (令和4年度会計)	提出期限 会計年度終了後4か月以内	督促書	裁判所への過料事件通知
R4 I期	4. 1. 1 ~ 4.12.31	5. 4.30	5年 9月頃	6年 3月頃
	4. 2. 1 ~ 5. 1.31	5. 5.31		
	4. 3. 1 ~ 5. 2.28	5. 6.30		
R4 II期	4. 4. 1 ~ 5. 3.31	5. 7.31	5年 12月頃	
	4. 5. 1 ~ 5. 4.30	5. 8.31		
	4. 6. 1 ~ 5. 5.31	5. 9.30		
R4 III期	4. 7. 1 ~ 5. 6.30	5.10.31	6年 3月頃	6年 9月頃
	4. 8. 1 ~ 5. 7.31	5.11.30		
	4. 9. 1 ~ 5. 8.31	5.12.31		
R4 IV期	4.10.1 ~ 5. 9.30	6 1.31	6年 6月頃	
	4.11.1 ~ 5.10.31	6 2.28		
	4.12.1 ~ 5.11.30	6 3.31		

※令和5年度会計以降も、このスケジュールにより過料事件通知に至ることとなります。提出期限はあくまで会計年度終了後4か月以内です。

【令和5年度会計分】文化庁通知に基づく事務所備付け書類事務スケジュール

	会計年度 (令和5年度会計)	提出期限 会計年度終了後4か月以内	督促書	裁判所への過料事件通知
R5 I期	5. 1. 1 ~ 5.12.31	6. 4.30	6年 9月頃	7年 3月頃
	5. 2. 1 ~ 6. 1.31	6. 5.31		
	5. 3. 1 ~ 6. 2.28	6. 6.30		
R5 II期	5. 4. 1 ~ 6. 3.31	6. 7.31	6年 12月頃	
	5. 5. 1 ~ 6. 4.30	6. 8.31		
	5. 6. 1 ~ 6. 5.31	6. 9.30		
R5 III期	5. 7. 1 ~ 6. 6.30	6.10.31	7年 3月頃	7年 9月頃
	5. 8. 1 ~ 6. 7.31	6.11.30		
	5. 9. 1 ~ 6. 8.31	6.12.31		
R5 IV期	5.10.1 ~ 6. 9.30	7. 1.31	7年 6月頃	
	5.11.1 ~ 6.10.31	7. 2.28		
	5.12.1 ~ 6.11.30	7. 3.31		

◎不活動宗教法人の確実な把握及び整理の加速化

【事務所備付け書類未提出に係る文化庁新基準に基づく不活動宗教法人の分類】

①連絡先不明で所轄庁として活動を把握できないもの	事務所備付け書類の法定期限内に提出がなく、督促書が不達となり、かつ電話番号でも連絡ができない場合は、不活動宗教法人として分類する。
②事務所備付け書類を連続して提出しないもの	事務所備付け書類の提出がないことによる過料事件通知対象法人が、翌年度会計分も法定期限内に提出がなく、督促書によっても提出がない場合は、不活動宗教法人に分類する。

※不活動宗教法人に対しては、活動再開・吸収合併・任意解散・解散命令のいずれかで整理を進めていくこととなります。

※<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gakuji/sonotaoshirase-050621.html>

担当：愛知県県民文化局学事振興課